

かすみがうら市教育委員会 9月定例会会議録

1 招集期日

平成28年9月28日(水)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 惠 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
図 書 館 長	和 田 哲 男
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 裕 之
千代田中・下稲吉中地区公民館長	吉 田 均
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	加 藤 洋 一
学校教育課総務担当係長	岩 田 幸 生

6 協議事項

議案第41号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

議案第42号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則について

議案第43号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について

7 会議の大要

開会 午前9時00分

教 育 長 : では、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、9月の定例教育委員会を開催いたします。

次に、「教育長報告について」、私よりご報告させていただきます。
資料教育長動静により報告する。(9月の教育長事務報告、内容省略)
ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。
特にございませんか。ないようでしたら、議事にはいります。

最初に、議案第41号「かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

郷土資料館長 : 議案第41号かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、平成28年9月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を別紙のように公布する。内容についてご説明します。内容につきましては、歩崎公園のビジターセンターが廃止されることになったため、かすみがうら市行政組織規則の一部改正を行い、歩崎公園ビジターセンターの項目と観光商工課の項目を削るものでございます。また、かすみがうら市公印規則の改正により、歩崎公園ビジターセンター関連の公印を廃止するものであります。また、かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例施行規則が廃止されます。なお、施行年月日は、平成28年10月1日でございます。以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、議案第41号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、原案のとおり決します。次に議案第42号「かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

郷土資料館長 : 議案第42号かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例規則について、平成28年9月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のように公布する。ということで、内容についてご説明します。

まず、第1条ですが、歴史博物館条例第15条の規定に基づき必要な事項を定めるというものでございます。15条といたしますのは、必要な事項につきましては教育委員会が別に定めるという内容でございます。

第2条につきましては、担当及び分掌事務は別表のとおりということで、10ページのほうに記載されておりますので、後程ご覧になっていただきたいと思っております。

第3条の入館料の免除でございますが、児童生徒が教育活動として入館する時というのが、1号でございます。こちらにつきましては、これまでは「市内の小中学校」という項目がありましたが、現実的に近隣の小学校、中学校の生徒に対しても入館料の免除ということで対応しておりますので、その項目を省きまして、教育活動として必要な時には免除しております。心身障害者が入館するときということでございます。これにつき

ましては付き添いを1名認めております。また参考例としまして、教育委員会が適当と認める時ということで、これ以外の項目で、学校教育事業とか公民館活動とかいろいろなものがありますので、これに該当しない教育活動については免除しております。

第4条遵守事項ですが、これにつきましては1号から5号までの内容でございます。

第5条、資料の寄贈に関する運用の手続きを規定したものであります。こちらについては今までの資料には入ってなかったものですから、こういうものを付け加えております。

第6条につきましては、資料の寄託に関する事務手続きを規定したものでございます。

第7条につきましては、寄託資料利用の承諾に関する事務手続きを規定したものでございます。

第8条につきましては、資料の借用に関する事務手続きを規定したものでございます。

第9条に関しましては、資料の閲覧に関する事務手続きを規定したものでございます。

第10条、閲覧の制限に関する規定でございます。

第11条 資料の貸出に関する事務手続きを規定でございます。

なお附則で、施行年月日が、平成29年1月1日。また教育委員会事務局組織の一部改正ということで、「郷土資料館」を「歴史博物館」に改めるという内容でございます。また教育委員会公印規則の改正ということで、同じく「郷土資料館」を「歴史博物館」に改めるというような内容でございます。また、資料館の規則の廃止でございます。第5番目としまして条例で博物館協議会を設置したことに伴い、郷土資料館運営協議会を廃止したものでございます。6番につきましては経過措置でございます。以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
委 員 員 : 説明いただきたいのですが、寄贈と寄託の違いは、どんな分け方をしているのですか。

郷 土 資 料 館 長 : 寄贈につきましては、永久的に資料館に寄贈するということでございます。寄託については期限を決めまして、5年間とか、集落にある仏像とか盗難される恐れがあるということで、資料館のほうで寄託受けまして、保管しておいて、お祭りなど必要な時に持って行ってという形で期限が決められているのが、寄託でございます。

委 員 員 : はい、ありがとうございました。
教 育 長 : 他に、ございませんか。
委 員 員 : 資料の貸出とか閲覧とありますけど、これは一般の方が借りたい時には教育長さんに申請してから、そういうこともできるのですか。

郷 土 資 料 館 長 : あくまで資料館同士。他の資料博物館とか他の博物館が特別の企画展をやるのに、資料館の資料を借りたいという時に、もちろん資料博物館の資料も借りて展示する場合もありますけど。お互いにやりとりするための事務手続きを説明したものです。

委 員 員 : わかりました。
教 育 長 : 他に、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、議案第42号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、原案のとおり決めます。

次に、議案第43号「かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

郷土資料館長： 議案第43号かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、平成28年9月28日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を別紙のように定める。ということでございます。内容につきましては、第1条につきましては、教育委員会の事務決済規定の一部改正でございます。「郷土資料館」を「歴史博物館」に改めるものでございます。第2条といたしまして、学校その他の教育機関の長に対する事務委任規定の一部を改正するものでございます。これにつきましても「郷土資料館」を「歴史博物館」に改める内容でございます。この訓令につきましては、施行年月日は29年1月1日でございます。

教育長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑なしと認めます。よって、議案第43号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり議決します。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課長： 学校教育課の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

指導室長： 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

生涯学習課長： 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

郷土資料館長： 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

霞ヶ浦中地区公民館長： 霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

千代田中・下稲吉中地区公民館長： 千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

図書館長： 図書館の事業報告及び計画を説明（9月の事業報告及び10月の事業計画、内容省略）

教育長： ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。

委員： 市議会の一般質問での学校教育に関する質問ですが、給食費の徴収の未納の問題とかが全国的に問題になっていますけども、かすみがうら市はどのような状況になっていますか。

学校教育課長： かすみがうら市の学校計画の給食費につきましては、現在学校給食が自校方式ということもございまして、市の会計には入れない、学校の給食会計ということで、学校それぞれに、私会計ですね、公会計ではないということで、各学校で先生方が徴収をしていただいている状況でございます。徴収の状況につきましては、26年の資料でございますが、全県では0.6%が未納、未徴収ですね。本市では26年は1.3%、額的には、全体で1億6322万円、未納額が213万5千円でございます。年によって多

い年と少ない年がございますが、大体150万円前後で推移している状況です。全体では1%程度というような状況となっております。これまでも学校の先生方に対応を、保護者に支払をお願いしている状況でございまして、今後も学校に対応をお願いするということで現在は実施しております。

委員： 準要保護家庭や要保護家庭は、給食費は支給ですよ。それとは別で、そういうご家庭じゃないご家庭の未納ってということですか。

学校教育課長： 委員さんのおっしゃるように、準要保護のご家庭について給食費は全額支給ということになりまして、こちらについては学校のほうで、準要保護の方にはそこから支払をいただいている状況ですので、準要保護の方は未納がないという認識でございまして。その他のご家庭の方で未納と。

委員： つまり、経済的に困窮されていないご家庭での未納の額という認識なのでしょうか。

学校教育課長： 準要保護に全ての方が申請されているかどうかは、あくまで個人の申請になりますので、収入が少なくても出していない方がいるかもわかりません。ただし、未納の場合はそういった準要保護の制度などご説明しながら、該当がある場合は、準要保護の手続きをとっていただくようなご説明をさせていただきます。以上です。

教育長： よろしいですか。他に。

委員： 給食に関してですが、給食の食材に輸入品はどの程度しようされているのか。国産のものはどの程度でしょうか。財政的な理由から輸入品を使用せざる得ない場合もあるかもしれませんが、これからの子どもの健康を考えると安全で安心なものを食べさせたいと思います。地元で穫れる食材ではねだし品、規格外品など必ずありますので、その様な食材を利用していくこともできると思います。現状はいかがでしょうか。

学校教育課長： 給食の食材につきましては、各学校で調理場毎に調達している状況です。ただし献立については、霞ヶ浦地区と千代田地区でそれぞれ給食室の形状とか違う部分がありまして、地区毎に立てている状況です。県産品、国産品で共通して使っているのは、米は地元産100%ということです。その他はなるべく国内産ということで活用しているような状況だと思います。年に1回10月、地産地消強化月間というような月間がございまして、そこでの調査によりますと、地域の割合が、その月間だけですが、11月16日から20日の5日間で、市内が6%、県内が41%、あわせますと48%が県内産。あと、国内産が39%ということで、全体で国内産が86%、輸入が14%というような状況でございまして。給食費で食材はまかなっておりますので、なるべく安く、みなさんも安心なものをということで、栄養士の先生は努力されていると思いますが、数の調達の方法等もございまして、そういったものも含めて、検討しながら

委員： できれば 献立の中に食材って出ますよね。その食材のところ、国産とか国名とか、表示があればいいと思います。保護者にも伝われば。

学校教育課長： その件につきましては、市議会議員からも、3月か6月の議会の時に、そういったご質問がありまして、現在は表示していない状況なのですが、これも予定で、県内産とかそういった指定も、ものによってはできると思いますが、全体ではなかなか現状では、給食センターとかで全体的に所轄している状況と違いますので、そういった部分もありますので、他市においては表示している先進事例もございまして、現状ではなかなか難しいということで、できるものだけでも表示をしてはどうかということで栄養士の先生方と協議をしていただいているような状況でございまして。

委員： わかりました。ありがとうございます。

食材を購入する時は必ず、加工品でもなんでも、皆、親とか家庭を預か

る人は 後ろの表示を見るんです。今、ほとんど全て外国の名前全て 入っているんで、それを見て判断してるのですが、献立のほうでそういう表示があればいくらかでも安心かなと感じますので、よろしく願います。

教 育 長 : その他、ありますか。

委 員 : 給食の話ばかりで申し訳ありませんけども、市議会議員さんから学校給食の水準アップということですけども、私、学校で訪問の時とか給食いただいでいて、とってもおいしいといつも感じながら、感謝していただいでいます。何かご不満があったのでしょうか。

学校教育課長 : 親子給食会に参加された時に出たペンネトマトソース、あえものサラダ、ミルクパン、牛乳というような献立だったそうで、内容的に炭水化物、パスタとパンということで、バランスが悪いというようなご指摘とか、量もこれだけで子どもの体力が大丈夫なのかというようなご意見、ご指摘で、なるべく、先程もありました地元産の食材を活用し、献立の水準を上げるべきだというようなご指摘でございましたが、この献立については、パンとパスタなのですが、パスタで炭水化物が通常のエネルギー量に不足した部分をこのミルクパンで補ったというような内容だそうです。栄養の観点からいいますと、そういったことで、栄養を重視しながら献立を作っているということですが、子ども達になるべくおいしいものを食べさせるべきだというようなご意見をいただきました。

委 員 : たまたまそういう献立の日もあるかと思うのですが、近隣の学校、学校給食センターでの給食に比べて、自校給食のかすみがうら市の給食は、大変おいしいと私は感じております。先程にもありました、地元の野菜を使っていたり、工夫もされていますし、デザートもついていた大変おいしい給食だと思います。ぜひセンターと比べたりなどして、本市の給食のおいしさを感じていただけたらいいなと思います。たまたまその日がちょっと炭水化物の重ね食べになったのかとは思いますが、全体的にみたら、大変レベルの高い給食だと私は思っております。以上です。

教 育 長 : 委員さん、付け加えて、私も8市町村歩いてきたものですから、自校方式、センター方式、市町村の事情ということで、給食のメニューなんかもずいぶん市町村毎に違うなど感じてきました。その中で、かすみがうら市の給食ですが、私正直言って、委員さんと同じように、決して見劣りするような給食の内容ではないというように思っております。

その他ございますか。

委 員 : 今は給食では生野菜っていうのは食べないのですか。O157があっからですか。全然出ていませんよね。今後もどこの学校でも生野菜は実施しないのでしょうか。

指 導 室 長 : 生野菜の給食提供はしてございません。

委 員 : そうですか。給食無理でしたら、学校教育の中で生野菜は家庭でしっかり摂るように指導をしていただけたらと思います

教 育 長 : よろしいですか。その他。

委 員 : 10月22日に千代田地区の懇談会を、第3回を開催するっていうことで、その他に統合委員会も再開してやるっていうことですが、教育委員会としては、どのような見通しで、どのような考えを持っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長 : 現時点では、適正化計画が志筑小学校を統合校とするというようなことで整理をしております。そういった中で統合委員会を設置しまして、ご協議をいただいて、一旦中止となりました。今回2年半ほどおいておりますが、市の学校を設置する市長のほうで適正化計画の見直しを行うということになりましたので、統合委員会につきましては、このまま同じ枠組み

で進めることが困難な状況となり、一旦これまでの本会の経過を報告させていただきまして、方向的には事務局としては、今の志筑小の適正化計画については見直しを行うこととなりますので、一旦、統合委員会はそこで解散、今回の枠組みではですね、というような方向が適当かなというような考えではおります。

この後ですが、適正規模化の見直しをするには、計画を立てた時に、学区審議会で審議をいただいて、そういった中でご意見を出していただいて、それに基づいて市のほうで計画を立てたというような経過でございますので、同じ様な手続きが必要になるかと思えます。ただし、最初の適正化計画を立てる段階では、統合に対するアンケート調査などを実施して、その資料ごとに学区審議会で三段階に分けて、審議をいただいて、最終的に今回の志筑小学校を統合校というような整理になっておりますが、今回は懇談会の中で中学校の問題も生じているというようなことで、中学校のことも検討する必要があるというようなこともございますので、今後現時点で、いつ審議会を、というようなとこまでの整理はできておりませんで、今後、どういった進め方をするか、現在内部で検討しているような段階でございます。以上です。

委員： その通りだと思うのですよ。この10月22日には結局何をやるのですか。

学校教育課長： 10月の22日には、第2回目で各地区の意見が出されたものを長谷川先生と、3名の先生方が、1、2回、進行と整理をしていただいておりますので、地区懇談会の経過報告ということで、先生方に2回までの結果の報告をしていただいて、その後市長のほうから適正化計画の見直しに関する内容の説明というようなことで予定してございます。

委員： そうすると、大学の長谷川先生を中心とする3人の先生に、今までの各学校で出たものをまとめて、それを説明してもらい、それを踏まえて、市長さんのほうから、このような今までの結果があるので、これからのことを、このようにしていきたいというものが出てくることになるのですか。そうじゃないと、いろんな意見が出たことを踏まえたことを勘案して十分に考えてこれに臨まないで、また色んな人が勝手な意見をたくさん言ってまとまらないというようなことになってしまうと思えます。それが一つです。

それから、中学校の問題まで出てきているのは当然のことだと思うので、このことに関してまたあらためて学区審議会から始まって、それから統合委員会を再開してってというようなことも考えているわけですね。このさきほど言った話は、統合委員会を今までのものを一応解散しましょうということを書いていましたよね。しかし、今後中学校の問題も出てきたので、また学区審議会を発足させて、そして統合委員会も新しく任命して話し合いをさせるってことのかな。今後は。

学校教育課長： 市の計画を策定するために、学区審議会のご意見をお伺いして、それで市の方向を決めさせていただく手続きが必要ということです。統合委員会につきましては、志筑小の計画で統合委員会を発足して、そういった中で、志筑小の他のですね、千代田中に小中一貫とかそういった中身も統合委員会の中で審議する形になってはいますが、本来的には市の計画に基づいて統合校を発足する準備をしていただくのが、本来の統合委員会の役割なのかなというように認識しております。これまでやって中止となった部分については、その中で統合校の位置の問題で協議が進まなくなってしまったというようなことでございます。そういったことで今後適正化計画が見直されて、どういった内容になるか現時点では、今後のことでございますので、枠組みを含めて再開という形にはなるかと思えますが、計画が出来てか

ら統合委員会でその計画の実行に向けての調整をしていただくということになると思います。

委員：話していることは分かりますが、学区審議会にしても、それを受けて統合委員会がやったとしても、この間のようなことでは、なかなかうまくいかないと思うのです。学識経験者っていう言い方がいいかどうか分からないけども、そういうまた別組織を作って、ちょっとこれ中学校の問題も出てきているし、もっともっと逆に大きい問題になってくると思います。そのことを十分話し合ったほうがいいのではと思います。なぜかというところ統合委員会で最初の段階の時にはもう志筑小学校になんとかみんなを集めようという。じゃそれどういうふうにやったらいいか、バスをどういうふうに戻すか、そういう話し合いになるつもりでいたわけだよね。本当は。ところが、実際にはそうじゃなくて、なぜ志筑小学校の方へ行くのかとか、人によっては学区審議会も統合委員会の区別も分からなくて、話を聞いていないとかになっている。色々な知識もあり、それからいろんなところを見て、そういうところに参加している人の話し合いをもって、そしてある程度の柱を作ってから臨んだほうがいいと思うのですが。どうでしょうね。

学校教育課長：おっしゃるように、同じやり方ではなかなか難しい面はあると私自身も感じてはおります。最初の計画については、まっさらなところから新たに作っていったら、霞ヶ浦地区はそのまま出来て、千代田地区については止まっているような状況になっておりまして、今回は止まっているところからの構築ですので、先程委員さんがおっしゃった別組織で審議をするというのも一つの手段かと思えますし、いろんな方法を模索しながら対応を検討させていただきたいと思えます。

委員：よろしくお願ひします。

委員：その他ございませんか。

委員：22日に地区懇談会をやるということで、決定事項だと思いますけど、場所的なものとか、声をかける対象というのは、要するに千代田中に行っている4地区の方全員を集める懇談会なのか、どの辺までを考えているのか。

学校教育課長：説明をしていなくて申し訳ありません。これまで各地区でそれぞれ実施しておりますが、今回については全4地区合同で1回開催する予定です。これまで平日の夜間だったのですが、懇談会をやっている中で、平日の夜間だとお母さん方は出席できない等、ご意見がございまして、土曜日の午後3時から千代田公民館の講堂で予定しております。対象は4地区の住民の皆様ということで、10月上旬の区長発送で、これまで回覧等だったのですが、各戸配布という形で周知の方はさせていただきたいと思えます。

委員：その4地区を集めて、長谷川先生も交えて、そこには市長も含めてということでしょうか。

学校教育課長：市長も出席して、市長からご説明をするような状況でございます。

委員：そういった意味では非常に重要な地区懇談会になるということだと思います。さっき委員もおっしゃいましたけど、準備って言うのですかね、その辺詰めてというか、考えていかないと、集まりました、さあ、その先がね。3時から集まるということで、けっこう集まると思うのですよ。その辺はよく知恵を絞っていただきたいということと、後は、学区審議会委員会というものがあって、そこから答申を受けた形で教育委員会のほうでこれまで志筑小学校というのが次善の策だということ、そういった流で来ているわけですけども、地区懇談会、統合委員会というものもあるんですけど、その辺のうまい連携というか、やりとりというか手順みたいなもの

のがあると思うので、その辺をよく考えて分かりやすいように、ある程度流れみたいなものもおそらく重要になってくると思うのですが。

教 育 長 : それはご要望ということでよろしいですか。
教 育 員 : 22日ということで、もう1か月切っていますけど、
教 育 員 : あと、事務局のほうで、いくつか学校を見ていて報告を受けているのを見ると、きちんとする事は言ったほうがいいな、ということがあるのですよ。例えば、学校統合に関する文書を知らないとか、そういうような通知を知らないとか、そういうのは見てないとかって、一般の人は何人も言っているでしょ。でも現実には各学校に置いた冊子の中に今までどれだけの通知を、統合だよりを出したり、それから広報活動の中にも書いたり、色々な文章を何回も出しているわけです。それを言われればなしでいて、いかにも事務局は何もやってないみたいな形で、みんなにそういう印象を与えてしまうのは、うまくないと思います。言われた時には、やっぱりこういうふうに出していたと、それは言うべきことはちゃんと言うことが必要なことだと思います。そうじゃないとわからない人までそうなのだと、いうことになる。それから一件一件訪ねて説明すべきだという意見もありましたよね。何人か。でもそんなこと実際には不可能なわけです。そういうことは、その代わりに区長さんの所へ行ってよく説明したり、それからいろんな文章を分けてくれるよう要望したり、言うことをきちんと言うべきだと思いますよ。そこは。これは要望です。

教 育 長 : はい。その他、ありますか。
特にないようですので、次の、その他の事項に入ります。
その他の事項の報告ですが、学校教育課より市内小学校におけるいじめ事案について、報告をさせていただきたいと申し出がありました。報告の中に個人情報が含まれる内容となることから、その性質上これを非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、このその他の事項は非公開といたします。

【その他の事項】

「市内小学校におけるいじめ事案について」(非公開)

その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。10月27日木曜日、午前9時からあじさい館会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

起立、礼。

閉会 午前10時30分

委員長

書記 加藤洋一

書記 岩田幸生